

第4回学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議

1 日 時 令和6年12月2日（月）午後2時～4時

2 場 所 京都市役所分庁舎4階 第4・5・6会議室

3 出席者

（1） 委員（欠席：林委員）

松永座長、長積副座長、橋本委員、安川委員、稲葉委員、吉田委員、春田委員、
竹谷委員、武田委員、比護委員、山崎委員、石田委員、竹内委員、野川委員、
山口委員、吉川委員

（2） 事務局

教育委員会事務局、文化市民局

4 次 第

（1） 開会挨拶

（2） 情報共有（国の動向及び他都市状況等）

（3） 「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」について意見交換

（4） 閉会

5 委員等の発言や質疑応答

「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）＜資料6＞」の「3 子どものスポーツ・文化芸術活動にあたっての望ましい将来像と具体的枠組（P12～P13）」についての意見交換

稲 葉：P12の「3（1）イ 学校、教員の視点」の三つ目。「教員が希望すれば、本人に身近な地域（居住地や在籍校の所在地等）等で、地域クラブ等での指導者としても参加できる。」とあるが、在籍校で指導するとその教員が異動になった場合、今まで指導していたクラブはどうなるのか懸念。

松 永：教員が異動するまでに、後継者を育て、指導者を確保していただくのが理想。P12の「ウ 地域クラブ活動を主催・運営する団体の視点」の2つ目。スポーツ推進委員会の後にスポーツ少年団を入れていただきたい。

稲 葉：今年度から新たになったスポーツ少年団の指導者研修会でスポーツ少年団は小学校6年生で卒団になるわけではなく、中学校も続けて入団できることや、中学生対象の新たな団を立ち上げていただければありがたいということを伝えている。

松 永：相撲のスポーツ少年団の方は拠点になりうることを喜ばれていた。

長 積：P12～P13の「ア 子どもたちの視点」から「オ 地域の視点」の5つのカテゴリーについては適切か。前回の会議の議論の中では、地域クラブを主催・運営する団体と指導者を分ける方がいいという意見もあったが、指導者が誰を指しているのかわかりづらく、わからない方がいいのではないか。また、保護者・家庭の視点が欠落していると思う。

「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）＜資料6＞」の「望ましい将来像を実現するための具体的な枠組（P14～P17）」についての意見交換

長 積：（学校部活動の）「発展的解消」という言葉のみでは、保護者の不安を煽ったり、誤解を与えたりする恐れがある。例えば、「学校、家庭、地域社会が一体となって新しい仕組みを作る」や「京都の特性を反映した新しいスポーツと文化芸術活動を推進する体制を作る」等の文言を加えられないか。また、P16の「エリア制地域クラブ活動と放課後活動の比較表」、エリア制地域クラブ活動の「目的」において「競技力向上、技術力向上、スポーツ・文化芸術に親しむ（を楽しむ）」とあるが、生徒を初めとした地域社会の多様なニーズに応じた「新しい活動スタイル」を創出することが目的で、その中により一層の競技力向上が含まれることになるはず。競技力向上や技術力向上のために地域クラブがあるような誤解を招くうえに、競技力・技術力向上ができない団体は関われないのか、と捉えられるかもしれない。そう思うと、「学校・家庭・地域社会が一体となったスポーツ・文化芸術活動の推進体制を確立する」ことが目的となるのではないか。また、放課後活動についても、異学年の交流や居場所づくりは当然重要ではあるが、行政が、経済格差や地域格差等を踏まえ、学校管理内でスポーツ・文化芸術活動に親しむための活動機会を保証する意味合いもあるので、そのような内容も盛り込めないか。

稲 葉：P16「エリア制地域クラブ活動と放課後活動の比較表」の「費用」について、「エリア制地域クラブ活動」では「原則本人負担（費用支援を仕組みを検討）」とあるが、これは指導費の支払いがあるということか。スポーツ少年団の多くは、参加者が指導費を負担していないので、仮にこの整理どおり進めると、同じ団の中で小学生は指導費を払わず、中学生は払うというようなことになる。あるいは、社会的にコンセンサスが得られれば、スポーツ指導に指導費を払うことは当然だという流れになっていくことも考えられる。

事務局：持続可能な仕組みづくりという観点で踏まえ「原則本人負担」と書いているが、既存の団体との整合性は大事な視点なので、書き方については検討する。

稲 葉：スポーツ指導は生業として成り立たちくに現状のため、スポーツ少年団の指導者の多くは高齢者か保護者が担っている。将来的に原則有償という風潮になれば、指導者の充実にも繋がると考えられる。

松 永：P 1 5「エリア制地域クラブのイメージ」とP 1 6「エリア制地域クラブ活動と放課後活動の比較表」に例示している部活動には意図があるのか。また両ページに例示されている部活動が少し違うがなぜなのか。

事務局：運動部、文化部からそれぞれ比較的部数の多い部活動を書いているということと、文化部の茶道・華道については地域クラブとして一定、想定される場所があるため例示している。種目を限定する意図はない。

松 永：この例示された部活動に関係する競技団体、顧問、保護者にとっては、ここに書かれている、いないで印象が違うと思うので、書き方については検討を。

安 川：P 1 7「イメージ図」については、分かりやすいと思う。ただ、屋外競技の場合、冬は17時頃には暗くなるため、活動場所にナイター施設が必要になるのではないかと。また、生徒が下校中の17時前に、エリア制地域クラブに所属する他校の生徒が、活動に参加するため自転車で門前に集まるという現象が起こればと思う。学校としては、自校生徒と他校生徒間でトラブルにならないか懸念されると思う。

さらに、より良い指導者を求める子どもや保護者もいる。設定されたエリアを越えて「エリア制地域クラブ活動」に参加を希望する子どもについて参加を認めるかどうかや、私立中学校の生徒も「エリア制地域クラブ活動」の対象になるかどうか検討が必要と思う。

事務局：「エリア制地域クラブ活動」に実施にあたっては、照明に限らず、設備については新たに整備するのではなく、既存の施設の条件を踏まえて、施設を活用することを考えている。

松 永：現在の市立中学校の照明設置状況はどのような状況か。

事務局：中学校では、基本的に1行政区に1校ずつ、グラウンドに照明設備を設置している。

松 永：照明は設置する費用だけではなく、近隣住民の受け止め等、設置には様々な条件があるので、どの競技をどの学校で拠点にするか、既存の施設設備も加味しながら検討が必要。

事務局：「エリア制地域クラブ活動」が例えば17時頃開始の場合、在校生がいる時間帯に学校の門前に他校の生徒が集まってくることもありうるが、校内の自転車置場の確保等も含めて課題と認識しており、拠点校となる学校の教育活動に影響を及ぼさないよう検討が必要。また、「エリア制地域クラブ活動」においてエリア外の子どもが参加できるかどうかであるが、この活動の趣旨として、強いチームを作ることを目的としていないことや、指導者

となっている教員が異動するたびに、子どもがその教員の指導を受けるためにエリアを変える懸念もある。さらに、「エリア制地域クラブ活動」に既存の地域クラブが参画される場合は、既にそのクラブに私立中学生加入している可能性もある。こうした課題は今後、1つ1つ検討が必要。

松 永：今の質問と回答はとても重要。今、議論している方針案の内容だと、放課後活動に私立中学生が入ることはないと思うが、例えば、既存の総合型地域スポーツクラブには、私立中学生等、市立中学生以外の子どもが入っている場合もあると思われる。このことについてはパブリック・コメントを見据え、方針案で触れるべき事項かと思う。

橋 本：(学校部活動の)「発展的に解消」という言葉に含まれている内容が非常に広く、逆に分かりにくくなっているのではないかと。まず1点目として、学校部活動はなくなる。その上で、「エリア制地域クラブ活動」の中に2つの考え方が同時に書かれている。1つは「既存クラブ」、もう一つは3校程度が集まる新しい「エリア制地域クラブ」である。「エリア制地域クラブ活動」は、実施主体が地域・民間団体で「学校管理外の活動」と書かれているが、保護者や地域の方々には「部活動の延長」と誤解されるのではないかと。2点目は、令和10年度に向けて、令和8・9年度をどのように進めていくか。神戸市をはじめ近畿圏において、令和10年度より早く実施する自治体が出てきている中、京都市も令和10年度までの間にエリア制地域クラブ活動の一部をスタートさせるかどうか検討が必要。

事務局：令和9年度までは、学校部活動を基本的に継続するが、今年度の実践研究事業では部活動を合同で活動する取組を行っているところである。「部活動」を「エリア制地域クラブ活動」にスムーズに繋げていけるよう、将来像である「エリア」の姿を見据え、徐々に将来像に近づけていく。その点については推進計画に盛り込むことを検討したい。「発展的解消」の内容や「エリア制地域クラブ活動」は、学校管理外の活動であるということについても、しっかりと周知していく。また、「エリア制地域クラブ活動」は「部活動ではない」という前提のもとで関係者にご協力いただきながら枠組みを作っていく。

松 永：P15の「エリア制地域クラブのイメージ」の図右下に書かれている「全市や行政区が一つのエリア」の場合もあるという点について。今年9月に実施した桂川中学校での子どもからの意見聴取の際に、「棒高跳びは学校のグラウンドでは難しい。例えば西京極競技場などを使えたら良い」という意見があったが、その後、「西京極競技場では棒高跳びのマットが出せない」という話を耳にしたが、実情を把握されているか。

安 川：西京極総合運動公園の補助競技場、いわゆる「東寺ハウジングフィールド西京極」であるが、近年、東寺ハウジングフィールドのご支援もあり、ナイター設備が充実し、以前は

17時までしかできなかった活動が、現在は、20時半まで可能となった。ただ、棒高跳びのマットだけは出せないとのこと。京都市では現在、棒高跳びの拠点になり得る施設がないと認識している。仮に棒高跳びの拠点ができたとしても、棒高跳びのマットは200万円から600万円程度、棒も1本15万円から20万円程度し、競技者1人について10本程度必要となり、高額な費用を要する。吹奏楽の楽器でも同様の課題があるかと思う。

松 永：高等学校には棒高跳びの活動ができる施設があるとも聞いたがいかがか。

安 川：府下で4校、市内では1校あると認識している。

松 永：今の例のように、京都市内で1ヵ所とした場合でも、場所、指導者や設備等において支援体制が容易でない様々なケースがある。スポーツ関係ではこうした課題が見えてきたが、文化・芸術関係ではどうか。

山 口：先日、吹奏楽研究会で顧問の先生を対象にアンケートを実施した。地域移行後も指導を「続けたい」回答が約3割、「続けたくない」との回答が約3割、「条件による」との回答が約4割の結果であった。指導を「続けたい」理由としては、「子どもたちが吹奏楽を通して成長すること」、また、「一緒に音楽を作っていくことが好きだから」、反対に「続けたくない」理由としては、「関わりたい気持ちはあるが、日々の業務に追われ、十分な指導ができない」、「中途半端な気持ちと練習内容では、一生懸命活動したいと思っている子どもに申し訳ない」等、様々な意見があった。顧問の先生は、目の前の子どもたちのことを考えて、様々な意見を持っていることが改めて分かり、この会議の内容も先生方と適宜共有し、議論を進めていく必要があると思った。

また、吹奏楽部は他の部活動と異なる点として、部員数が非常に多く、吹奏楽部が設置されている62校中、部員数が40人以上の学校は24校と約3分の1もある。人数の少ない吹奏楽部の学校間で「エリア制地域クラブ活動」を行うのはありうるが、約40人の学校間で「エリア制地域クラブ活動」を行うと、2校で約80人、3校で約120人の子どもが一緒に活動することになり、現実的ではない。吹奏楽は、各校と地域を繋ぐ活動を実施している意義も大きい。少人数校ではエリア制への移行のニーズもあるが、一方で学校ごとの活動継続も考えられる。今後、令和10年度までに検討が必要。さらに、約3割の教員は指導を「続けたくない」と回答しており、地域移行に伴い、確実に指導者不足になる。合奏の指導は、容易にできるものではなく、指導者の養成が必要。令和10年度から移行を目指すのであれば、来年度中には準備機関を立ち上げ、3年間かけて着実に取り組んでいく必要がある。

松 永：吹奏楽は、放課後活動に入る要素も含んでおり、学校に残して行くことも考えられる。

ただし、少人数の吹奏楽部の学校はエリア制での検討が必要であり、方針では、そのような部分も伝わる記載がと良いと考える。

「4 将来像実現に向けての基本的な考え方や諸課題並びに対応の方向性（P 18～19）」を含め、方針案全体についての意見交換

安 川：子どもが学校管理外で活動した時に、仮にトラブルが生じた場合、学校外のどこが責任を持って対応するのか、部活動のように学校が関与しないという明確な線引きが必要。また、質問ですが、陸上は、今後、クラブチームが増えていくことが見込まれ、エリア制地域クラブにはなれないことも考えられる。パブリック・コメントでクラブチームの方から、「私たちはグラウンドを使用する権利がないのか」という意見が出てくる可能性もある。

事務局：「エリア制地域クラブ」という位置づけということであれば、学校を使用して活動拠点にすることが考えられるが、現時点で、どのクラブチームが「エリア制地域クラブ」に参入できるのか、できないのかを議論することは困難で、今後、クラブチームの活動の位置づけ等の観点から検討が必要。

松 永：活動中の様々な既存のクラブチームも、今後、子どもたちをどう受け入れていくか、令和7～9年度にかけてしっかり議論していかなければならない。学校管理外の責任についてはいかがか。

事務局：この点は学校が一番懸念されている点と認識している。新しいエリア制地域クラブは学校管理外になるので、保護者、子どもたちの理解を得ることはもとより、しっかり情報発信していかなければならない部分である。ただ、地域クラブに過大な責任がある仕組みでは、「エリア制地域クラブ活動」への参画に支障が生じる恐れがあるので、行政による支援策も検討課題の1つと認識している。

武 田：大会の開催については、諸課題の中に入れなくていいのか。基本的に、大会は主催者の団体が決められることではあると認識しているが、部活動が地域へ展開した際、地域クラブと大会主催者は、お互いに大きな影響を与え合う関係にあり、方針の考え方を大会主催者と情報共有し、連携を図る必要があると考える。連携を図る中で地域展開の考え方を変えないといけないようなファクターも出てくる可能性もある。

松 永：部活動に関する多くの大会の運営は、これまで教員が役員として担ってきたが、新たな姿になった時にどうなるのか。日々の活動は、地域クラブの方が指導するが、大会運営までは関与が難しいとなった時、大会運営は人手不足となる。項目として加えることも含め、事務局いかがか。

事務局：ご指摘のとおり、方針案には直面する活動に関する課題が書かれているが、関係団体とどのように「行政が目指す方向性」と「大会の在り方」のマッチングをしていくのか重要な課題である。「大会の在り方」は子どもたちの目標にも繋がることなので、しっかりと取り組んでいく。安川委員のご指摘の苦情処理については、「安心・安全な活動」に関わる内容であり、P 19の「エ エリア制地域クラブ活動に係るガイドラインの検討」において、検討することを想定している。

松 永：大会だけでなく、発表の場、交流の場については、子どもたちにとって、楽しみにして活動できる点で、部活動改革に伴うプラス面でもある。課題はあると思うが、そういう機会が増えるよう検討も必要。

事務局：今までにない新たな活動を創設するというものが学校管理外の「エリア制地域クラブ活動」である。また、今まで部活動が担ってきた一部の部分については学校管理内の「放課後活動」で実施する。両方の活動を明確に分けた上で、どのような「大会の在り方」や「成果の発表の場」があるのか整理が必要と考える。

石 田：P 19には「キ 民間企業等との連携」が書かれている。企業も地域の一員である。大人の責任として子どもの学びを支えていくという観点が大事だと思う。P 12～13に書かれている様々な視点のうち「オ 地域の視点」という中に、「企業」も追加してはどうか。

また、P 12の「ウェルビーイングやまちづくりの実現」の部分については、例えば、「こどもたちを共に育む～」や「住み続けたい～」等、どのようなまちづくりを目指すのか、「～まちづくり」と加えた方がいいのではないか。

さらに、この会議で議論しているのは「学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」だが、それに留めず、「子どもたちが豊かで多様なスポーツ・文化芸術活動を体験できる環境」、「地域で子どもたちを育てていく」、そういうメッセージが前提にあってこの方針がある、そういった表現が入った方がいいのではないか。

松 永：スポーツ分野で、企業からなかなかご協力が得られないことは、スポーツ政策を推進する上でも課題となっている。今回、国が部活動改革として大きな舵を切ったことを契機に、企業から様々な形でご支援いただけるよう京都市からも各経済団体へのご説明をお願いしたい。石田委員のご指摘どおり、P 13「オ 地域の視点」に「企業」を盛り込むことや、「まちづくり」の表現について再度検討をお願いしたい。

竹 内：パブリック・コメントの実施は非常に大事なこと。パブリック・コメントでは、「今な

ぜ」、「何を目指して」といった点について、「国の方針だから」だけではなく、「京都市として、こういうものを目指して変えていきたい、そのために方針を考えたので、ご意見ください」ということが伝わるように丁寧に書く必要がある。こども若者はぐくみ局が、「京都市はぐくみプラン＜2025－2029＞」において、子どもを対象とした「やさしい版」の資料でパブリック・コメントを実施されたことは大きな一歩。当事者である子ども向けのパブリック・コメントが大切であり、令和10年以降に改革実施であれば、その時点で対象になる今の小学校3～5年生及びその保護者に情報がしっかり届く資料を作成いただきたい。

吉 川：竹内委員の発言にもあるように、主体は子どもたちである。子どもたちが「どう思っているのか」を真摯に受け止めなければならない。以前、桂川中学校で子どもからの意見聴取をされたが、あと、1～2校、別の学校でも直接生徒の意見を聞く場を設けられても良いかと思う。特に文化部については聴取が必要なのではないか。吹奏楽部以上に美術・工芸部は多く、「スポーツはちょっとしたくないな」と思い、美術・工芸部等の文化部に入る生徒もいる中、こうした子どもたちへの支援策や放課後活動の中での関わり方などを検討していく必要がある。

野 川：先ほど「大会の在り方」に関する発言があったが、全国中学校体育大会は、今後も継続するので、地域移行が完全に実施された場合、京都市から出場するチームは全てクラブチームということになる。ただ、現在、京都府で中体連の大会に登録しているクラブチーム22団体の内、出場したチームは2つのみ。中体連の大会の理念をクラブチームに説明をすると、競技力志向のクラブチームは「大会の趣旨がクラブの考えと違う」と思われるようだ。

また、もし今後、「地域クラブ」が拡大すれば、中体連ではなく、競技団体が主催される全国大会を目指す団体も出てくる可能性がある。

最後に、「実施時期」は「令和10年から…順次実現することを目指す」とあるが、実現を目指す中、その都度立ち止まって、進捗や課題解決状況を検証し続ける必要がある。

山 崎：吹奏楽部は学校管理外の「エリア制地域クラブ活動」と学校管理内の「放課後活動」の間で活動することも考えられ、学校管理外と学校管理内の線引きは非常に難しくなると思われる。また、指導者の養成についても課題として認識。

校長としては、教員はこの「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議」を非常に注目している。好意的に捉えている教員もいれば、そうでない教員もいる。子どもたちの教育活動にプラスになると考えられて確立された「学校部活動」を全体的に見直すことなので、慎重な検討が必要。「教員の働き方改革」という部分がクローズアップされ、仕方なく、子どもたちもそれを受け入れてしなうことにならないように、「子どもファースト」

の視点で相当の議論を積み重ねなければならない。

春 田：総合型地域スポーツクラブでは、子どもの怪我対応などのリスクマネジメントについて勉強する機会を設けている。また、指導者と保護者の間に入り課題解決を図るマネージャーがおり、「エリア制地域クラブ活動」にもそのような人材がいて、問題解決がスムーズに進むと思う。

また、総合型地域スポーツクラブから全国中学校体育大会に出場した子どもがいるが、大会出場にかかる交通費等に対する補助がなく、保護者負担が非常に大きかった。市立中学校からの出場であれば一定、補助が出るようであるが、総合型地域スポーツクラブとしては、子どもたちのためにできる限り多方面で協力していきたいと考えている。

事務局：市立中学校の代表として中体連主催の大会に出場する生徒については、教育委員会から選手派遣費として、交通費等の補助が支出される。また、部活動の運営費についても一定予算措置されている。こういった予算の使途を含め在り方についても検討が必要。

松 永：本日、いただいたご意見等を踏まえ、方針案をブラッシュアップし、次回、事務局から提示していただくこととしたい。情報発信にあたっては、「国が地域移行するから京都市もする」ではなく、「京都市の現状を踏まえ、子どもの活動を維持するために今回の改革が必要」ということをしっかり発信し、その上で「新しい姿にワクワクするような」発信の工夫が必要である。